

Title	震災善後策の批評
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎(Takagi, Senjirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1923
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.2, No.3 (1923. 12) ,p.205- 249
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19231228-0205

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

震災善後策の批評

高城 仙次郎

目次

- 一 緒言
- 二 支拂延期令
- 三 暴利取締令
- 四 輸入税の減免
- 五 物資供給令
- 六 復興計畫
- 七 火災保険金問題

一 緒言

昨年九月一日正午近くに關東地方に突發せる烈震は未曾有の損害を醸し、我國民經濟に一大打撃を與へたが、其災厄の如何に大なりしかは、歴死若しくは焼死せる者の總數が日露戰役に於ける我戰死者の總數よりも多く、又九月一日より三日までの間に於て倒壊或は焼失したる家屋の數が四年四ヶ月の歐洲大戰亂中に於て佛國北部の戰場にて全く破壊された家屋の數よりも多いのを觀ても知ることが出来る。斯くの如き一大災害に際しては如何なる政府と雖も到底萬人の満足

する善後策を講ずるの不可能なるは贅言するの要を見ない。況して前内閣が既に辭職して山本内閣が新たに組織されたときであるから、理想的の救済策が講せらるゝことを期待するのは無理である。然しながら、其の際政府の採つた種々の政策を吾人が批評するは研學上當然の義務であるのみならず、其の結果が或は人の參考に資するに足ることがあるかも知れないのであるから、左に山本内閣が震災善後策として執つた種々の經濟政策の中にて重要なもの數件を選びて公平無私の立場より學術的批評を加へようと思ふ。

二 支拂延期令

政府は九月七日に勅令第四百四號として、俗にモラトリアムと稱せらるゝ支拂延期令を發布したが、其の主なる規定は次の如くである。

大正十二年九月一日前に起つた債務であつて、同年同月三十日まで支拂ふ可き私法上の金錢債務は、若し債務者が東京府、神奈川縣、静岡縣、埼玉縣、千葉縣等に住所又は營業所を有する場合には、三十日間其支拂を延期しても差支ない。即ち、假りに震災地に居住して居つた或る人が大正十二年六月十五日に三ヶ月

の期限にて金千圓を借用したとすれば、其の返済期日は九月十五日となるのであるが、支拂延期令の適用を受けて、債務者は十月十五日まで償却を延期することが出来たのであつた。勿論此支拂延期は普通の個人間の貸借以外に、銀行と個人間、銀行と銀行との間に於ける債務、地代、家賃、商品の掛賣代金等の債務に適用せらるゝのであるが、本令發布の動機は主として銀行を保護するにあつたと思はれる。少くとも銀行以外の債務に本令を適用する場合には多少の疑問を生ずるのである。例へば九月分の家賃地代等は九月三十日に支拂ふを要したのであるか、或は又其の支拂を十月三十日まで延期するを得たのであるか。九月分の家賃又は地代に對する債務は九月に入りて發生したものと看做す可きであらう。而かも此見地よりすれば、九月分の支拂は之を延期することを得ざるものであると云はなければならぬと思はれないでも無いが、政府の意志は果して九月分の家賃地代等には延期令を適用させない考へであつたのであるか。又、商品の掛代金に就きても不明瞭の點がある。支拂延期令の規定に據れば、小賣商店が八月中に得意先に供給したる商品に對して、八月三十一日に計算書を提出して支拂の要求したるも、

顧客が即日支拂はなかつた場合には、震災後に於て其顧客は其の支拂を延期することが出来ないのであるが、若し商店が計算書を九月一日に提出したる場合には、顧客は一ヶ月其の支拂を延期出来ることになる。是れは頗る不公平であると云はざるを得ない。罹災地に於ては殺人、横領、迫害事件等が頻出して一時は人心恟々たるの状態を呈したけれども、債權債務の問題に就きては一般に互讓的精神が重んぜられた結果として、家賃、地代、掛代金の支拂等に就きて爭議が餘り起らなかったので、延期令適用の問題も自ら論議されずに済んだのであるが、規定が明瞭を缺いて居つたことは疑ふの餘地がない。尙ほ是れは延期令發布の主たる目的たる銀行の保護に關して云ふも亦然りであつた。同令の規定に據れば、銀行は八月三十一日までに預かりたる當座預金の支拂は、或る例外を除き、十月一日まで延期することが出来るのであるが、九月一日に於て正午までに、即ち最初の烈震までに預かりたる當座預金は請求あり次第九月中に於ても即時支拂はねばならなかつた。何故となれば、支拂を延期し得る債務は「大正十二年九月一日以前に發生し同日より同年同月三十日迄の間に於て支拂をなすべき私法上の金錢債務」に外なら

ないからである。即ち九月一日の正午前に預かりたる當座預金は「九月一日以前に發生し」たる債務と看做すことが出来ない。然らば政府は銀行をして九月一日に預かりたる當座預金を即時拂戻さしむる積りであつたかと云ふに、政府に其の意志なかりしことは明かである。支拂延期債務をば九月一日以前に發生せしものと規定したのが誤りであつて、九月一日正午以前とす可きであつた。

斯くの如く支拂延期令には二三不明瞭なる點があつたのであるが、同令其物は果して九月七日に發布するの必要があつたのであるか。戦争の時には支拂延期令の必要を生ずることがある。古昔敵軍の侵入に際して生命財産の安全に對して何等の保證が與へられてゐなかつた時代には、敵軍に襲はれる虞れのあつた地方の人民は、戦争が開始されるれば、何日何時にても避難するを得るやうに平常より準備して置く必要があつた。従つて携帶し易き金銀寶石類は此理由の爲め更に一層珍重せられたのである。其の後近世に於て銀行制度が發達して以來、金銀は銀行に預入せらるゝに至つたのであるが、戦争が起るか或は戦争の風説が立つた時には、預入せられたる金銀が引出されて各自の家庭に蓄藏せらるゝの習慣が生

じた。尙ほ其の後近代に於て政府紙幣及び銀行券が金銀貨幣と共に或は夫れに代りて法貨として廣く流通するに至れる後に於ても、戦争の際には預金が引出されて、紙幣が人民の家庭に貯藏せらるゝの傾向があつた。紙幣は如何程之れを貯藏するも、若し其國が敗戦すれば、其の價値の大部分若しくは全部を喪失するの虞れあるものであるから、如何なる場合に於ても常に相當の價値を維持する金銀貨幣とは異なり、密藏又は肌身離さず携帯するとも詮なきことなるも、習慣の慣性は如何ともすること能はざるものであつて、戦争突發の際には、銀行の取付が行はるゝものと覺悟しなければならぬ。尤も同じく戦争と雖も我國の日清又は日露戦争に於けるが如く、或は又今次の歐洲大戰亂に米國が參加せる場合に於けるが如く、外敵侵入の虞れ殆んど全くなき際には、銀行の取付は起らないが、歐洲大戰突發の際に於けるが如く、各交戦國が何日何時敵軍の侵入を觀るやも測り知り難き場合には、銀行の預金主、少なくとも常座預金勘定を有する者は各自其の取引銀行に赴きて預金の即時拂を要求するの虞れがあつた。而かも、大部分の銀行は取付に遇へば、支拂停止を行はねばならぬ。數千數百の銀行中にて一二の銀行が支拂停

止を行ひたりとも、國民經濟が左程の影響を蒙るが如きことはないが、開戦當時には殆んど總ての銀行に取付騒が起るかも知れない。若し果して然りとすれば、大多数の銀行が支拂停止を行ひたる結果として、信用機關が破壊され、金融が杜絶するに至る虞れがある。而かも假りに信用取引が全然行はれなくなるとすれば、種々不都合なる事情が発生する。第一に政府は軍費の調達に必要な公債を募集することが出来ない。公債の募集が不可能となれば、或は夫れが爲めに戦争を繼續することが出来なくなるかも知れない。第二に、假りに公債は募集することを得るとしても、大多数の銀行が閉店してゐるとすれば、企業家が固定資本又は運轉資本を得るに大なる困難を感じ、自由に事業を擴張し生産額を増加することが能はざるは勿論、舊債務を償却するに要する資金すら調達することが出来なくして、破産しなければならぬ者が頻出するかも知れない。尙ほ銀行の預金主も運轉資金を當座預金として預入し置きたるに、銀行が取付に遇ひたる爲めに、之を引出し得ずして、運轉資金の缺乏を感ずるに至ることがあり得る。

之を要するに、銀行の取付従つて夫れより生ずる銀行の支拂停止は財界を混亂

せしめ「信用取引を困難ならしむる結果として、國民の經濟的活動は大に阻害さるゝの傾向を有してゐるのであつて、交戦國はその爲めに敵國に降る必要が生ずるかも知れない。若し此國難を豫防せんと欲したならば、銀行の支拂停止を未然に防がなければならぬ。而かも銀行の支拂停止を未然に防遏するには銀行の取付を豫防しなければならぬ。是れ即ち歐洲大戦亂の突發に際して、歐洲の交戦國が支拂延期令を發布した所以である。此手段に依りて交戦國は財界、延ひては經濟界の混亂を豫防することが出來たのであつた。但し獨逸は支拂延期令に依らずして金融界の恐慌を免がるゝことを得た。然らば同國は如何なる政策を採つたかと云ふに、開戦と同時に貸付金庫なるものを設け、之をして不動産、有價證券、確實なる商品等を擔保として貸出を行はしめ、銀行及び其の他の債務者が支拂停止の運命に遭遇することを免れしめたのである。

斯くの如く戦争の突發する際には銀行の取付が起るかも知れないが故に、支拂延期令に依りて銀行を保護する必要がある。而かも夫れは銀行のみを保護するに止まらずして、一般金融及び經濟界の安定を維持する爲めに採らなければなら

ぬ政策であるは云ふまでもない。然らば支拂延期令は戦争の際のみに実施す可きものであるかと云ふに、戦争に準ず可き事情が発生したる場合にも同一の處置を採るの必要ある可きは喋々するの要を見ない。例へば去る九月の大震災災の場合に於けるが如く、十數萬の生靈と數十萬の家屋とを二日間に喪失したる際に於ては、金融及び一般經濟界は戦争の際に劣らざる衝擊を蒙らざるを得ない。従つて若し震災直後に於て罹災地に於ける殘存銀行が開店したならば、或は預金主が殺到して銀行の大部分をして餘儀なく支拂停止を行はざるを得ざらしめたかも知れない。既に銀行自身が本店若しくは數箇所支店の焼失の爲め大損害を蒙れる上に、債務者中に無數の罹災者を出したる結果として、貸出金の回收が全然不可能になりたるか、或は少くとも頗る困難になつた場合も多かる可く、且つ所有の株券中にて震災災の爲め市價の激減せしものも少なくないのであつたから、關東所在の銀行の殆んど全部は震災後一週間乃至二週間任意に休業したのである。政府が支拂延期令を發布したるは此銀行の一般的休業中のことであるが、山本内閣が銀行を救済する爲めに支拂延期令を選んだのは歐洲大戰亂突發の際に交

戰諸國が採つた政策を模倣したものであると思はれる。前にも一言せるが如く、今回の震災は戦争にも劣らざる損害を我國に與へたのであるから、此點より論ずれば、震災直後に於て何等かの手段に依りて銀行を救済するの必要のあつたことは贅言するを俟ずして明かである。然しながら、戦争の開始と震災とは之を同一視することを許さない。従つて戦争突發の際に適した政策は必ずしも震災後に採用し得る最善の手段であると斷ずることが出来ないのである。先づ第一に、或る國が戦争に参加する際には、其戦争が將來幾ヶ月又は幾ヶ年繼續するかと不明であり、且つ其の結果も固より逆睹し難いのであるから、人民が不安を感じて銀行に殺到するの虞れがある。之に反して震災火災は永く繼續するものではなく、兩三日中に鎮靜に歸すれば、最早夫れは過去の事實であつて、縱令災害の激甚なるに人が一驚を喫することあるども、其損害高は既に確定せる數量であるが故に、戦争の開始期に於けるが如く、將來に對して不安の念を醸すことがない。従つて損害高が略ぼ判然するまで數日間内に於て支拂の延期を許せば充分である。然るに、我政府は一ヶ月間の支拂延期を許容したが、是れは少しく長きに失したと思はれ

る。何故となれば、銀行に支拂の延期を許すは銀行を救済する爲めに必要ではあるが、支拂延期其物が弊害を有するものであるから、猥りに實施す可きでない。然らば、支拂延期に如何なる弊害が伴ふかと云ふに、銀行に預金を有する者が之を利用することが出来ないの爲めから、金融杜絶して事業經營上大なる支障に遭遇し、其の結果として産業が一般的に妨害せらるゝことになる。震火災の爲めに直接何等の損害を蒙らなかつた者と雖も既に然りである。況して地震の爲めに其の營業所が破壊せられたるか、或は營業所を焼失したる事業家は事業の復活の爲めに資金を要するにも拘らず、銀行の支拂延期の結果として、預金を引出して之を事業の再興に利用することが出来ない。従つて支拂延期令は單に震害地に於ける金融を杜絶し、經濟的活動を阻害したるのみならず、延ひては罹災地たる關東を顧客とせる他の地方に於ける事業の不振を來たさしめたのである。尤も震火災の一結果として關東地方、殊に東京市に於ける建築材料、綿布、飲料品等の需用が頗るみに激増した爲めに、其等の貨物の供給地は相當に活氣を呈するに至つたが、一般商品の需用は銀行閉鎖の爲めに激減した故に、我國民經濟は全體として一大打撃

を蒙らざるを得なかつたのである。

然らば此弊害は常に支拂延期に伴ふものであるかと云ふに、必ずしも然りと云へない。此一事に關しても、戦争と震火災とを同一視するの誤れるを感知せざるを得ない。何故となれば、戦争中に支拂延期令を実施するも、金融及び經濟界に及ぼす影響が天災地變の際に於けるが如く致命的でないからである。勿論戦争中与雖も支拂延期令は過去に發生せる債務の決済を延期せしむるのであるから、同令發布當時の債權者は貸付金を回収することが出来なくなり一大損失を蒙ることある可く、又従つて夫れ迄の貸借を基礎とする金融は一時中止せられるのであるが故に、一般經濟界の受くる打撃も亦頗る大なりと云はざるを得ない。然しながら、戦争中には政府は毎日巨額の軍費を費消するのであつて、金融及び經濟界は爲めに戦争前より、従つて支拂延期實施前よりも、一層活氣を呈するを常としてゐる。即ち戦争の際には舊債權は流通力を一時失ふも、政府の軍需品買上及び輸送の爲め、貨幣、信用通貨及び貨物の流通が激増する結果として、舊債務の支拂延期に依りて讓されたる損失は相殺されるに至るかも知れない。

此回の震災後に於ても我政府は救護及び其他の善後策の爲め臨時支出を行つたが、其金額は僅々一億數千萬圓に過ぎない。然るに支拂の延期されたる債務は數十億圓にも上るのであるから、一時經濟界の沈滞を醸生したのである。或る程度並に期間の支拂延期は必要であつたが、政府の實施した支拂延期令は適當なる程度と期間とを超えたものであつた。尤も支拂延期令には數箇の除外例を設けてゐた。即ち此延期令は(一)國、府、縣、其他の公共團體の債務の支拂、(二)給料及勞銀の支拂、(三)給料及勞銀の支拂の爲めにする銀行預金の支拂、(四)此支拂以外の銀行預金の支拂にして一日百圓以下のものに對しては適用を許さなかつたのである。此等の除外例は皆當然のものであつた。唯吾人は此等の除外例、殊に最後の除外例の規定が不充分であつたのを遺憾とせざるを得ないのである。

三 暴利取締令

圖政府は支拂延期令と同日の日付を以て勅令第四百五號として暴利取締令を發布したが、其の主文は次の如くである。『震災に際し暴利を得るの目的を以て生活必需品の買占若は賣惜を爲し又は不當の價格にて其の販賣を爲したる者は三年

以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處す。而して生活必需品をば同じく九月七日の日付を以て農商務省令第一號として次の如く定めた。即ち(一)食料品、(二)炊事具及食器、(三)薪炭、油、其の他の燃料及照明用品、(四)船車、其の他の運搬具及之に使用する消耗品、(五)建築材料、(六)建具及家具を含む、(七)藥品、其の他の衛生材料、(八)綿毛、綿毛絲、綿毛布及其の製品、(九)紙類、(十)梱包用材料、(十一)履物、雨具及掃除用品、(十二)筆、墨、其の他の文房具等である。

抑も物價は自然的に調節せらるゝの傾向を有するものであつて、普通の場合には特に人為的調節を加ふるの必要がないのである。詳言すれば、或る種の貨物の市價が騰貴すれば、其貨物の供給が増加すると同時に、其の需用が幾分減退するの傾向を呈するものであるが故に、一旦騰貴したる其の市價が再び低落するか或は其騰貴の趨勢が緩和せらるゝを常とする。又、或る種の貨物の市價が之に反して最初何等かの原因に依りて低落したとすれば、其貨物の供給が收縮すると同時に、其貨物に對する需用が膨脹する結果として、其貨物の市價が再び騰貴するか或は低落の傾向が頓挫するに至るものである。然るに物價の人為的調節は此自然の

調節を妨害し、當然下落す可きものを下落せしめず、又當然騰貴す可きものを騰貴せしめないが爲めに、貨物の經濟的使用を妨ぐるの傾向を有してゐるのであるから、出來得る限り之を避く可きであるが、戦争、飢饉、天災地變に際しては、特種の貨物、殊に生活必需品の需用が増加する一方、其の供給は必ずしも増加せざるのみならず、飢饉の際には食料品が絶對に缺乏することすらあるのであつて、假りに其機會に乗じて暴利を貪らんとする不徳商人又は生産業者が一人もないとするも、重要日用品の市價は自然に幾分か騰貴するものと看做さなければならぬ。然るに世には不正商人又は不正生産業者が尠くないのであつて、此等の者は生活必需品の市價が當然幾分か騰貴するのを見越して在庫品の賣惜みを行ふと同時に、更に處々に手を廻して資力の續く限り買占めるが爲めに、市價は自然的に騰貴す可かりし程度を越へて暴騰するに至ることがある。而して惡徳商人等は市價が斯くの如く暴騰したる後に廣く賣出して暴利を貪るを常としてゐる。

斯くの如き商人の不徳義なる行爲は夫れ自身に於て社會の安寧秩序を亂すものであるのみならず、細民は夫れに依りて生活上の脅威を蒙るのであるから、嚴重

に之を禁止處罰す可きは勿論、若し出来得可くんば、之を全然豫防す可きである。従つて政府が暴利取締令を發布するのみならず、或る程度まで同令を厲行するに努力せるは至當の處置と認めなければならぬ。然しながら、政府の厲行方法が必ずしも當を得てゐない點のあるのは遺憾である。當局者は暴利取締令を適用するに當りて、法外なる價格を以て生活必需品、殊に建築材料を賣却しつゝあつた者を主として檢舉したのであつて、此種の被檢舉者の數が多く且つ彼等より沒收せる金額の高きを誇りとしてゐるのであるが、暴利取締令に依りて處罰されたる者は主として小賣業者であつて、販賣量が比較的少ないのであるから、縦令一個當りの利益が多くとも、利益の總計が巨額に上るとが稀である。一方大量取引をなせる卸業者の中には一個當りの利益が少くとも、販賣量が多き爲め莫大の利益を占めた者もあると思はれるが、此等の者に對して當局者は果して充分なる監視を加へつゝあるか。卸商人の取締は姑らく論外に置くとするも、小賣商人に極端なる壓迫を加ふるは宜敷ない。小數の惡徳商人が小數の無智なる需用者に對して法外なる價格を以て物資を賣付くることは勿論あり得るが、多くの場合に於て異常

なる高價にて小賣商人と需用者との間に物品が取引せらるゝは必ずしも小賣商人のみの罪ではない。例へば、或る飲食店の主人が焼跡に人に卒先してバラツクを建て速かに開店の上顧客を吸集して奇利を博せんと焦慮せる際には格安のトタン板を探し廻るよりも、縱令高くとも即時に購入するを以て利益とするのである。即ち此飲食店主に對してはトタン板の値段の高低は第二第三の問題である。従つてトタン板の供給少くして、近隣に於て之を求むること困難であつて、若し安價の品が到着するまで待てば、他の競争者に先んせられるの虞れある場合には、高率の代價を支拂ふことを躊躇しないであらう。一方鐵類の小賣商人の中には火災の爲めに家も商品も全部失ひ、身を以て免れたるが、事業の復活を計る端緒として友人又は親戚より少許の資金を借入れ、之を以て若干のトタン板を仕入れて相當の危険を冒し且つ多大の勞力を以て焼跡に運搬して、之を販賣せんとせる者もあらう。斯くの如き事情の下に於て建築材料が平素の五六割高に賣却せられたりして何等不思議のことではない。加之、小賣商人が格高にて物品を販賣することを禁ずるとすれば、罹災地に於ける物資の供給が潤澤に行はれなくなる。卸値

段が既に高いのであるから、若し小賣商店の賣價が當局者に依りて法外に高いと看做される虞れある場合には、商人は思切つて商品を生入れることが出来ない。商人が商店を經營する主なる目的が利益を擧ぐる爲めなるは言ふまでもない。而かも天災地變直後に於てバラックに於て商店を經營するには幾多の勞苦と不便とを忍ばなければならぬ。加之、生命財産の保證が平常の如く確實でない。従つて平素よりも多くの収益を希望するは人情である。少くとも一個當りの利潤が災害前よりも高率に上ることを期待するであらう。然るに當局者が暴利取締令を以て彼等を威嚇すれば、彼等の事業經營方針が消極的となりて、物資の供給が其の爲めに不充分になる。物資の供給が不足すれば、需用者が困却せざるを得ない。市價は安きも、其安き市價にて購入し得る物資が缺乏してゐれば、需用者は何等の恩恵を蒙らないではないか。以上は主として焼失地に於ける需供に就きて論じたるも、其他の地方に就きても亦然りである。

然らば如何にして暴利の取締を行ふ可きであるか。曰く、市價は成る可く自然に任かせて、唯買惜と買占とを嚴重に取締るを得策とするのである。賣惜と買占

とは市價を不自然に暴騰せしむるものであつて、従つて夫れを行ふ者に莫大の利益を與ふるのであるから、若し之を根絶することを得れば、少くとも不自然の騰貴を豫防することが出来る。勿論物資が絶體に缺乏してゐるか、或は又其の需用が頗みに激増した場合には、縱令如何に賣惜と買占とを取締ることも、市價の騰貴を防止するは不可能である。然しながら、市價の騰貴は消費の節約を誘致するの作用を有せるものであるから、全然之をば國民經濟上の災厄と看做すは誤りである。更に又、市價の騰貴は生産を刺戟するものであるから、物資の缺乏せるか、或は其の需用が激増した場合には、市價に生ずる多少の騰貴は總て供給を潤澤ならしむるの傾向を有するものとして、決して憂ふ可きでない。

若し斯くの如く賣惜と買占とを取締りて、市價の不自然なる暴騰を豫防することが出来るとすれば、小賣價格も自ら暴騰するが如きことなかる可きが故に、小賣商に對する取締問題は自ら解決せらるゝに至るのである。尤も賣惜又は買占の事實を發見することとは不當の價格にて販賣せるを發見するよりも困難である。然しながら、賣惜若しくは買占を有效的に行ふは多額の資金を要するのであるか

ら、大商人の行動を監視すれば、市價を不自然に暴騰せしむる目的を以て行はるゝ賣惜及び買占を豫防することは必ずしも不可能でないのみならず、比較的容易であると言ふまでもない。小賣商人の数は卸商人に比して勿論遙かに多いのであるから、不當の價格にて賣却することを取締るは却て困難であるとも云ひ得る。

四 輸入税の減免

政府は又九月十一日に勅令第四百七號を以て米穀の輸入税を大正十三年三月三十一日まで免除することを公布し、尙ほ同日勅令第四百八號を以て、大正九年勅令第五十三號に依りて生牛肉及び鳥卵の輸入税が大正十二年十一月三十日まで免除されてゐたのを大正十三年三月三十一日まで其期限を延長する旨を公布した。更に九月十七日には勅令第四百十七號を以て大麥、小麥、大豆、鳥獸肉及魚介類、罐詰饅頭又は壺詰の食料品、ソーセイジ、ハム、ベーコン、鹹肉、鹽鯨、鹹魚、バター、コンデンスミルク、インフアントフード等の食料品、アンチピリン、ペブシン、デガールン、硼酸、其他十數種の藥品又は他の化學製品、綿織絲、毛織絲、綿織物、毛織物、靴、其他數種の

被服類其の外紙類、諸種建築材料、ストーブ、ラヂエター、瓦斯計、水量計、電量計、電信機、電話機、縫衣機、木炭、貨物自働車等の輸入税をば大正十三年三月三十一日まで全免し、貨物自働車以外の自働車の輸入税をば同期日まで半減する旨公布した。

此等必需品に對する輸入税の減免は市價騰貴の趨勢を緩和するの作用を有するから、政府の處置は當を得たるものと云はざるを得ない。唯免稅の期限が不充分であるの憾みを遺してゐる。免稅令の發布が九月十七日であつて、免稅の期限が大正十三年三月の末日であるから、免稅期間は正味六ヶ月に過ぎない。然るに震災の爲め關東地方の交通及び通信機關が一時殆んど全く其の機能を失ひ、復舊遅々として進捗せず、横濱港も大損害を被りて昔日の能力を發揮するまでには今後尙ほ數ヶ年を要する上に、支拂延期令の發布の爲め金融が一時杜絶したのであるから、貨物の輸入には當然平素よりも長期間を要するものと看做さなければならぬ。實際に於て、免稅期間を僅かに六ヶ月に定むるは聊か事情を無視したる觀がないでもない。或は免稅期が期限の近くに至りて延長さるゝかも知れないが、延長するならば最初より長期に定め置くを得策とする。如何となれば、斯くの如き

期間をば中途にて延長しては不公平なる結果を呈するの虞れがあるからである。

五 物資供給令

政府は更に物資の供給を豊富になし且つ物價を調節するの目的を以て九月二十二日に勅令第四百二十號として臨時物資供給令なるものを發布した。其の第一條の規定は「政府は震災地に於ける米穀以外の生活必需品並土木又は建築の用に供する器具、機械及材料の供給を圓滑ならしむる必要ありと認むるときは當該物資の買入賣渡交換加工若は貯藏を爲し又は他人に委託して買入若は賣渡を爲すことを得」と云ふのである。此供給令に依る物資の品目は同日農商務省令第二號を以て(一)魚介類、(二)綿毛製衣類、夜具類、並其材料、(三)薪炭、(四)木材、(五)亞鉛板及薄鐵板類、(六)釘及鐵線類、(七)屋根葺材料及墨簾類と定めた。物資供給令より米穀を除外したるは政府が既に農商務省に食糧局を置きて米穀の賣買を行ひ、米價の調節を試みつゝあるが故なるは多言を須ひずして明かである。又、物資供給令の適用する可き物資の品目表に就きて觀るに、内國産品並に外國産品に亘りて供給を官營するのであるかのやうに見受けられる。否な寧ろ内國産品に重きを置きたるには

あらずやと思はしめられないでも無い。何故となれば、七種の品目中にて、第一種の魚介類、第二種中の夜具類並材料、第三種の薪炭、第四種の木材、少くとも其の大部分、第七種の屋根葺材料及疊蓆類は我國の特産物なるが故である。然るに此供給令實施の準備中に於て新聞紙に依りて傳へられたる所を綜合するに、政府は内國品の賣買を行ふの意志は殆んどなく、主として外國品、殊に米國品を輸入するの計畫を立てんとせるが如くである。尙ほ政府は本令發布と同日に物資供給に關する總ての計算を特別會計となして、政府は此特別會計の負擔として全額一億圓を借入れることを得るものとの規定を含める臨時物資供給特別會計令を公布したのである。此借入の規定に依りて察するに、政府は一億圓を限度として米國より物資を輸入するの計畫を立てたのであるかも知れない。若し果して然りとすれば、此政府の計畫は種々の意味にて民業に壓迫を加ふるものであると云はざるを得ない。第一、外貨の輸入商は一大競争者を新たに持つことになる。一億圓の資金を懷きて大規模に貨物の輸入を企つるとすれば、其營業者が政府でなくして、民間の一人であるとするも、輸入商人の間に於て容易に牛耳を執ることが出来る。

況んや當局者は政府の信用を背後に負ふて競争場裏に臨むのであるから、市場を自由に支配することが出来る。第二に、政府が假りに輸入商共通の口錢を取りて米貨を輸入する場合に於ても、民間の輸入商人に一大脅威を加へるのであるが、政府の目的は勿論利益を擧ぐるに存してゐないのであつて、輸入貨物は原價と輸入に要する費用とに相當する價額にて賣拂ふのであるから、利潤を收めることを輸入の目的とせる商人は到底競争出來ない。若し政府と競争せんと欲するならば、政府と同じく實費にて外貨を内國にて販賣しなければならぬ。第三には、震災後金融逼迫の爲め民間の事業家が資金の入手に困難を感じる時に際して、此の上政府自身が一億圓の資金をば外國品輸入の爲めに借入れるが如きことありとすれば、先づ輸入商が爲替銀行より融通を受けることが愈々困難になるのみならず、國內の一般の事業家も其の影響を蒙らざるを得まいと思はれる。

勿論政府が實費を以て外國品を内國にて販賣するとすれば、物資の供給が潤澤になりて、市價は低落するか、或は騰貴の程度が緩和せらるゝに相違ない。然しながら、如何なる貨物をば如何なる程度に政府が輸入するのであるかと不明である

間は、普通の輸入商人は前途が不安であるから、思切つて外國品の輸入を企つることが出来ない。一貨物を外國より輸入して、税關の手續を完了し之を市場に提供し得るまでには、數ヶ月の日數を要するのであるから、數ヶ月後に於て其貨物が幾何に販賣し得るかに就きて今日に於て略ぼ確實なる見込を立てることが出来なければ、輸入商は此貨物に對して注文を發し得ないのである。然るに政府が物資供給令を發布して、必要なる場合には何日にても海外より貨物を輸入するかも知れぬと云ふ威嚇を商人に與へてゐる限りは、輸入商は安心して輸入の計畫を立てること不可能である。従つて、物資供給令を發布せる政府の目的は生活必需品の市價の暴騰を未然に防ぐに存して居つたので、此目的は或は幾分か達せられたかも知れないが、輸入商人に不安の念を懷かしめたる結果として、海外品の輸入を多少阻止したかも知れない。若し果して然りとすれば、市價の暴騰は防ぎ得たとしても、國民は其比較的安き市價にて購入し得る物品の缺乏を感ぜざるを得ない。吾人は常に物價の高低は第二の問題であつて、先づ物資が豊富に供給せられることに重を置かねばならぬ。

尤も政府は臨時物資供給令を大に活用してゐるのではない。最初政府は自ら米國より建築材料等を輸入せんとするの計畫を立てんとしたるに、當局者が買付、運送及び其他の輸入上の手續を熟知してゐないが爲め、満足なる計畫を立つるの困難なることが分明したので、四五の輸入商に輸入並に販賣事務をば一定の口錢を與へて委託することに定めたのであるが、其の選に漏れたる輸入商より抗議を申込まれ、指定商人の數を稍増加したが、其の後輸入計畫は殆んど中止の状態に在ると云はれてゐる。政府が輸入商となること夫れ自身が既に國民經濟上より觀て不得策である上に、更に其事務をば少數の輸入商に委託して、之に口錢を與ふるは頗る不公平なる處置であると斷せねばならない。政府が已を得ず物資の供給を行ふとすれば、政府自身が之を實行す可きである。假りに當局者が之を實行する技能を有してゐないとするならば、斷然物資供給令を廢止するか、然らずして飽くまでも何等かの方法にて之を實施することを欲したならば、其事務をば輸入商に競争的に受負はしむ可きである。

そは兎もあれ、物資供給令は斯くの如く大に活用されてゐないのであるから、何

等不都合のことが無いかと云ふに、どうでない。前にも一言して置いた通り、同令が存在してゐる間は、何日何時活用せられるかも知れぬと云ふ懸念を有する者があるに相違ない。若し斯くの如き者が數人でもありとすれば、其の範圍内に於て貨物の輸入が妨害されるのであるから、物資の供給が夫れだけ國內に於て少くなる譯である。物資供給令を公布せる政府の動機は良いのであるが、其の結果は良しくない。斯くの如きものは速かに廢止す可きである。

六 復興計畫

復舊と云ひ復興と謂ふも、共に文字其物の意義より觀れば、舊態に復することであるが、政府當局者は復舊をば此意味に用ひ、復興をば九月十二日に發表せられたる帝都復興詔書中に在る帝都改善の意味に用ゐてゐる。此の詔書中に次の一節を觀るのである。「抑々東京は帝國の首都にして政治經濟の樞軸となり國民文化の源泉となりて民衆一般の瞻仰する所なり一朝不慮の災害に罹りて今や其の舊形を留めずと雖依然として我國都たるの地位を失はず是を以て其の善後策は獨り舊態を回復するに止まらず進んで將來の發展を圖り以て荏衛の面目を新にせ

ざるべからず……速かに特殊の機關を設定して帝都復興の事を審議調査せしめ……云々。即ち詔勅に従へば、帝都復興の事とは「獨り舊態を回復するに止まらず進んで將來の發展を圖り以て荏衛の面目を新に」することに外ならないのであつて、復興審議會、復興院、復興案等皆な此發展の意義に基きて開設又は計畫されたものである。

然るに此意味に於ける復興には頗る反對説が多い。政府が復興審議會に諮問したる復興案に對しては、之を姑息なる成案と看做す者と、尨大に失するとの非難を加へる者とがある。復興審議會は政府の計畫が過大であるとの見地より諮問案に修正を加へたのであるが、審議會の修正は必ずしも公正無私の立場より行はれたものであると看做し難き事情もあるから、左程重要視するの必要は無いが、眞面目に政府案が尨大に失せると信じて居る者が少くない。

然らば何故に政府の復興計畫に對して二様の正反對なる批評が現はれて來たのであるか。惟ふに凡て新計畫に對する批評は批評者の立場に依りて異なるのであつて、復興計畫に就きて云ふも亦然りである。先づ批評者をば東京在住者と

地方人との二階級に分ちて考ふるに、東京人は帝都が單に復舊されるに止まらずして街路が擴張され幾多の大公園が設けられて華盛頓又は巴里の美觀を備へるに至らんことを希望するのが人情であるから、山本内閣の立てた復興計畫は此等の人に對しては或は尙ほ過少であるかも知れない。之に反して地方人より之を觀れば、成程東京は日本の帝都であるから、其都會が世界に誇るに足るの壯觀を有すること夫れ自身には必ずしも異存のある譯もないが、翻つて自己の居住せる他の都市又は村落の状態を見るに、五大國の一たる日本の帝都としては氣恥しき程貧弱なる東京市よりも尙一層劣等であるから、改善さる可きは寧ろ地方の都會であると考へるのが自然でなければならぬ事情がある故に、東京市の復興に對して冷淡なる態度を執るのは無理もない。

然しながら、復興問題に就きて異論を生せしむるに至りたる根本原因は復興費の負擔に外ならぬと思はれる。若し横濱市の復興費は横濱市民が負擔し、東京市の復興費は東京市民が負擔するのならば、地方民が復興に反對する理由がない。然るに政府の復興計畫に據れば、復興費の大約一半は國庫より之を支出するので

あつて、東京市の負擔する部分も一時國庫が立替へることになつてゐる。即ち東京市の復興は國民全體の力を以て之を行ふことになつてゐる。勿論東京市民も國民の一部分であるから、東京市民以外の國民の納入する租税のみを以て東京市の改良を行ふのではないが、政府の立案を實施すれば、東京市以外の地方の住民が帝都復興費の大部分を負擔することになる。是れでは反對者の生ずるのは當然である。復興審議會が政府案をば尨大に失すると看做したるは實に此見地より下したる見解であらうと思はれる。そは兎もあれ地方民の反對するのは復興計畫其物ではなくして、經費の負擔に外ならない。

然らば復興計畫其物は遂行するの價值のあるものであるか。或は又其計畫は尨大に失するか若しくは姑息不徹底のものであるか。政府が最初審議會に提出したる成案は仔細に之を研察すれば、幾多修正を要する點があると思はれる。少くとも築港の如きは今回必ずしも直ちに着手又は計畫することを要しない。東京に築港を設くるよりも横濱港を改善するを以て遙かに急務としなければならぬ。又、道路の幅員若しくは形體に就きても政府案は必ずしも完全なるものであ

るとは云へまい。政府案に載せたる新設又は擴張道路の一部分は餘りに廣過ぐる觀があつた。然しながら、綜括的に之を論ずれば、政府案位の道路計畫は今日絶體に必要である。交通の安全及び便利、衛生、風紀、防火の爲めに道路は相當の幅員を備へてゐなければならぬ。然るに我國の都市の道路は餘りに狹隘である。若し東京の道路が相當の幅員を有してゐたならば、震災と共に起りたる火災が斯くまで猛威を逞しふするとなし、損害が九月上旬の被害よりも遙かに少なく、又左程多くの生靈を犠牲に供せずして済んだかも知れない。而かも平常事無きときに街路を擴張するの困難なるは東京府が過去數ヶ年間に於ける市區改正にて具さに經驗したる所である。従つて今日は少くとも燒失區域に於て街路を取擴げるには絶好の機會であると云はなければならぬ。若し此機會を逸するならば、東京市が再び大火に襲はるゝまで市區の大改正を行ふことが不可能であらう。故に斷然此際市民の生命財産の安全を計るに必要なる都市計畫の基礎を造る可きである。街路の鋪裝、電線の地下埋沒、地下鐵道、下水道等も將來是非完成しなければならぬが、是等は經費の關係上到底一時に實行すること不可能であるから、徐々に

其の遂行を期さなければならぬ。又、徐々に之を實行しても差支なき性質のものであるが、道路と運河は地上建設物の關係上今日直ちに改正し置く必要がある。已むを得ずんば單に線を畫し置くに止むるも宜い。即ち將來道路又は運河として利用せらるゝ土地の區劃をば或る方法を以て明瞭になし置き、其圍内には如何なる物をも建築することを許さざるか或は何日にも取拂ふと云ふ條件にて之を許す可きである。

政府の復興案の計畫は比較的少數の廣き道路を設くるに存するが如くであるが、それは防火を主なる目的としたものであると思はれる。然しながら、道路の幅員が百間以上もあれば格別、三四十間以内にては大火に際しては防火の用を爲すことが少ないのは此回の大火の經驗にても明かであるから、防火よりも寧ろ交通の安全と便利とを主眼として十間内外の道路を多數に設くるを可とするのである。防火の爲めには、別に蒸氣ポンプをば如何なる地點へも通報のあり次第數分間に少くとも一臺をば馳付させ得る程度に充分配置して、大火になることを豫防するを最上策とするのである。

然らば斯くの如き大規模の都市計畫の費用は何者が負擔するのであるかと反問する者があるかも知れぬ。帝都復興の經費に就きては既に前に一言したのであるが我國には米國首府の華盛頓市の例を引きて、此際國民全體の負擔にて大規模の帝都計畫を樹立することを主張する者もあるが、我東京と華盛頓とを同日に論ずるは穩當でない。華盛頓市は米國の南北が妥協して南北の堺に位する地點に原野を開拓して全然新たなる都市を建設したのであるから、規模の大小は別問題として、其の建設費を國民全體が負擔するのは當然のことであつた。然し東京はそうでない。華盛頓市は米國の首府たる以外に他に何等の特色のない米國三流の一小都會に過ぎないが、我東京市は日本第一の大都會である。成程東京市は華盛頓と同じく一國の首府であるが、後者と異なりて前者は首府たる以外に、日本第一の貨物消費地であり、又金融、教育、學術、社交の中心である。更に又工業地としても我國屈指の都市である。従つて其の街路の擴張及び改良に就きて東京よりも經濟、文化、その他殆んど有ゆる點に於て劣りたる他の地方の援助を乞ふは東京市民の體面に關するものであると云はなければならぬ。東京市の都市計畫は當然

東京市民の獨力にて遂行す可きであつて、決して他地方の助力を受けてはならぬ。勿論東京市民の負擔力に限度があるから、短期間内に於て理想的都市を建設するの不可能なるは喋々するの必要がない。唯東京市は市民の納稅負擔力の範圍内に於て、街路の擴張と改造とを計れば宜いのである。

然しながら、東京市民の獨力にては到底小規模の都市計畫すらも遂行することが出来ないと思ふ者があるかも知れない。大火の爲めに未曾有の大打撃を蒙りたる東京市民に帝都復興を自力にて行ふ餘力が果してあるかと疑ふ者があらう。勿論街路に美觀を添へ、公園を飾り、種々の紀念物を所々に建設し、以て東洋の巴里を現出せしむるの資力は現今の東京市民にはあるまい。然しながら、是等は東京市民の經濟力が充實したる後にて徐ろに企畫すれば宜いのであつて、今日の急務は道路の幅員を増し、屈曲せる道路をば直線に改正するに存するのである。而かも此計畫は左程の經費を投せずして實行の出来る方法がある。其方法とは何であるかと云ふに、街路の擴張並に改正に必要な土地を無償にて收用することに外ならない。勿論其土地を各地主より全部沒收するは不公平であるから、是れに

は他の地主より相當の補償を提供せしめなければならぬ。市區改正の爲め究極の利益を收むる者は土地の所有者であるから、此原則に基きて東京市の都市計畫遂行の費用をば或る分擔方法に依りて東京市並に隣接町村の地主に負擔せしむるを可とするのである。例へば街路の擴張を行ふ町内の地主を第一團、其町内以外の同區内の地主を第二團、同區以外の市全體の地主をば第三團、隣接町村の地主を第四團とし、各當該街路の擴張に要する土地の收用費をば此四團體よりして一定の割合を以て支拂はしめ、各團體内に於ては其團體の負擔額をば其團體に屬する地主の所有土地の價額に按分して各地主に振當つれば宜い。斯く云へば地主は必ずしも資力豊富でないから、其負擔に堪へ能はざる者が尠くあるまいとの懸念を懷く人もあらうなれども、若し負擔額を支拂ふこと能はざる者がありとすれば、所有地の一部分を賣却すれば、容易に其支拂を行ふことが出来る筈である。或は之を以て地主の財産を強奪するの結果を呈するものであると危ぶむ者もあらう。然しながら、此強制的負擔は決して地主の所有權を犯すものでない。何故かと云ふに、若し假りに東京市内の土地の一割が街路の擴張に利用せらるゝことに

なれば、建築物の敷地は一割丈け減少するのであるから、街路以外の土地の価格は少くとも一割騰貴するに至るは必定である。政府の計畫に據れば街路擴張に要する土地賣收費の少なからざる部分は國民の負擔となるのであるが、街路擴張の爲め東京市内及び隣接町村の地價は騰貴するのであるから、政府の計畫は地方人の納税に依りて東京の地主の懐を肥すの結果を呈するのである。之に反して上記の經費分擔方法を採れば、街路の擴張に依りて地主は何等利する所もないが、又何等の損失を蒙らない。即ち此方法に依れば、東京市は土地の測量、分擔額の計算等の少許の費用を以て、最も公平に、又地方民の反對を受けずして帝都復興の基礎を築くことが出来るのである。

七 火災保險金問題

震災後四ヶ月間に亘りて紛糾に紛糾を重ねたる火災保險金支拂の問題も農商務大臣の徳憑に基きて東西に奔走し解決に盡力せる各務保險協會長の努力に依りて漸やく損害高の一割をば保險會社より罹災被保險者に見舞金として贈り、其支拂に要する資金は政府より二分の低利にて保險會社に貸與し、此貸付金の返済

は數ヶ年間据置にて四十五年間の年賦を以て之を行はしむるとの條件にて、東西保險業者の協定が成立したので、臨時議會に政府の貸付金に關する追加豫算案が提出される順序になつてゐるが、火保問題の此解決は頗る不徹底たるものであると云はざるを得ない。

此問題の解決を試みるに當りて、先づ第一に研究す可きは火災保險會社に果して此際保險金を支拂ふの法律上の義務ありや否やと云ふことである。政府は此問題を不問に付して置き、殆んど強制的に保險會社に一割の見舞金を支拂はしめんとしてゐる。會社に若し法律上支拂の義務ありとすれば、一割の見舞金を支拂ふは無意味であつて、勿論全額を提供す可きである。若し又全然法律上其義務なしとすれば、政府が縱令僅かに一割たりとも見舞金たると將た又其他如何なる名義を以てするも、會社に支拂を強要するの權利がない筈である。然らば實際會社は法律上九月の大火災に際して生じたる損害に對して罹災被保險者に契約通りの保險金を支拂ふ義務を有してゐるのであるか。

保險會社に支拂の義務ありと主張せる者は商法第四百十九條の規定即ち『火災

ニ因リテ生シタル損害ハ其火災ノ原因如何ヲ問ハス保險者之ヲ填補スルノ責ニ任ス但第三百九十五條及ヒ第三百九十六條ノ場合ハ此限ニ在ラス」どの條項を楯に取つてゐるのである。然らば、第三百九十五條には如何なる規定があるかと云ふに、『戰爭其他ノ變亂ニ因リテ生シタル損害ハ特約アルニ非サレハ保險者之ヲ填補スル責ニ任セス』とある。又、第三百九十六條には『保險ノ目的ノ性質若クハ瑕疵其自然ノ消耗又ハ保險契約者若クハ被保險者ノ惡意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ保險者之ヲ填補スル責ニ任セス』と規定してゐる。商法中に於ける保險業者の損害填補の義務に關する右三ヶ條の規定を綜合するに、戰爭又は動亂に際して被保險物が燒失したるか、或は被保險者の大なる過失に因りて損害が生じたる場合を除き、如何なる原因に依りて火災に罹りたりとするも、保險業者には保險金支拂の義務があるのであるから、地震に因りて生じたる火災の損害も當然之を填補しなければならぬ筈である。

之に反して保險會社に支拂の義務なしと主張する者は其の論據を保險約款中の免責條項に置きてゐる。所謂地震約款には『直接ト間接トニ論ナク又遠因タル

ト近因タルトヲ問ハズ颯風、颶風、火山ノ爆發、地震其他自然ノ變象又ハ直接若ハ間接ニ其結果タル出來事ニ由リ又ハ影響ヲ受ケテ發生スル損失又ハ損害ハ填補せずと規定してゐる。此保險約款は農商務省の認可を經たものであるから、保險會社及び一部の論客は右の地震に關する規定を根據として會社に保險金支拂の義務なしと力説したのであつて、英國の保險會社が震災後直ちに地震に基く火災に因る損害に對して特約なき契約に就きては保險金支拂の要求に應せざる旨を聲明したのも此地震約款を根據としたのである。

即ち商法の規定に従へば保險會社に支拂の義務があり、保險約款の見地より觀れば會社は其の責任がない。商法の規定に論據を置く者は保險約款は保險契約が成立したる後に會社が被保險者に交附するものであるから、之を任意の契約と認めることが出來ない。之に反して保險約款を重視する者は此約定を以て自由契約と看做し、若し此契約が嚴存せるにも拘らず、政府が保險會社に縱令一部分たりと雖も保險金の支拂を強要するが如きことありては、自由契約の權威が認められなくなると云ふ甚だ不都合なる結果を呈するものであると論じてゐる。要する

に、商法の規定が餘りに窮屈なるが故に、保険約款と牴觸するに至つたのである。惟ふに商法の規定は不條理であつて、保険約款の規定は却つて當を得てゐる。地震に基く火災の損害に關しては特別の契約が結ばる可きである。地震に因る火災の損害も普通の火災の損害と同一に取扱はる可きものであるとすれば、保険料が相當に高率に定められてゐなければならぬ筈である。英國のロイドは普通の保険料の外に、地震より生ずる損害に對しては年に千分の十に上る特別保険料を徴收してゐた。此保険料の割増を支拂つてゐた横濱のグラントホテルは震災後直ちにロイドより保険金を受領したのであつた。此特別保険料を支拂つてゐなかつた被保険者に保険金の支拂を請求するの權利が無いと看做すのは當然のことであると思はれる。唯商法の規定が如何に解釋さる可きか、問題である。即ち戦争と動亂との場合を除き總ての火災の損害に對して保険金を支拂ふ義務を保険業者に負はしめたる我商法の規定は如何なる效力を有するものであるか。此問題を解決せずして、保険業者に一割の見舞金を支拂はしむるの姑息なる手段は禍根を將來に胎すものであると云はざるを得ない。

先づ第一今回の如き大地震が一兩年中に他の地方に於て突發し大火災が起つたとしたならば、關東の大火に際して經驗された紛議が再び繰返へされねばならぬではないか。紛議其物が既に甚だ不愉快なるものである上に、此種の争議は財界に動搖を起さしむるの虞れがあるから、出來得る限り之を豫防せねばならぬ。之を豫防するには政府は何等かの方法に依りて速かに商法の規定と保険約款との關係を明かにし、將來再び大火の起りたる際に、保険金の支拂に關して何等の物議をも生じさしめぬやうに此問題を解決して置く可きである。

次に政府の解決案にては總ての被保險者が満足せざる虞れがある。現に保險會社を相手取つて保険金支拂要求の訴訟を提起したものであるではないか。殊に自家焼失の原因が地震でなくして、放火であると信じてゐる被保險者は一割の見舞金にて満足するとは思はれない。現に震災直後に於て警視廳は出火の原因が全部地震でなくして、一部分は放火に起因してゐると發表したではないか。若し放火に依りて家を失ひたる被保險者が飽くまで保険金全部の支拂を要求するとすれば、政府は果して如何なる處置を執らんとするのであるか。

又、保險會社の全部が一割の見舞金を支拂ふことに同意せざる場合には、政府自身が被保險者に此見舞金を贈る豫定であるか。若し贈らないとすれば、見舞金を受け得ざる罹災被保險者は政府の解決方法に依りて不公平なる取扱を受くの結果を呈することになる。英國の保險會社は前述の如く一旦保險金支拂拒絶を聲明せるも、若し内國會社の大部分が一割の見舞金を支拂ふとすれば、商略上或は内國會社の例に従ふかも知れないが、然らざる場合には外國會社と契約を結びたる被保險者は頗る不利なる立場に置かるゝのである。外國會社が内國會社と同一の歩調を執らざる場合に、政府は如何なる態度に出でんとするのであるか。

更に又、一割の見舞金支拂に要する資金は政府が保險會社に貸與して、保險會社よりは其貸付金に對して年二分の利子を支拂はしめ、元金は一定年限内に償却せしむる計畫であるが、各會社は當然此元利金の支拂に要する収入をば保險料の引上に依りて擧げんとするに相違あるまい。且つ元金完済までか或は夫れ以内の一定期間内に於て火災保險會社の新設を許さゞることに内定してゐると傳へられてゐるが、若し果して然りとすれば、現在の保險會社に獨占權を興ふることにな

るから、縱令政府に對して見舞金の元利を支拂ふ必要なしとしても、火災保険料は幾分か吊上げられるの傾向を有するであらう。況して保險會社としては巨額の元利金を負擔しなければならぬのであるから、此事件が政府案の如く解決せらるゝとすれば、保険料は夫れが爲め従前よりも高率になるものと豫測され得る。震災後の契約は既に震災前の數倍の率を以て行はれつゝあるが、とは危険の率を保險會社が震災前よりも高く見積つてゐる爲めであつて、見舞金支拂の影響を蒙つてゐるのではない。見舞金支拂に基く保險料の引上は危険率の増加以外に行はれるのである。且つ又保險會社が一割の見舞金を支拂ふと云ふも、政府は二分の低利にて貸付けるのであつて、政府の支拂ふ公債の利子と保險會社の支拂ふ二分の利子との差は政府の負擔となるのであるから、政府が強制的に保險會社をして提供せしむる一割の見舞金の殆んど全部は結局國民の負擔になる譯である。

斯くの如く國民が結局負擔するのならば、最初より政府が保險金の一部分をば罹災被保險者に支拂ふを得策とすると思はれる。加之商法の規定に牴觸せる保險約款を認可した爲めに火保問題を惹起したのであつて、罪が政府に存してゐる

のであるから、其の埋合せの意味にて政府自身が負擔するのは或は當を得てゐるかも知れない。勿論是れは最上の解決法ではない。然しながら、保險會社に支拂を強要するよりも寧ろ此方法を選ぶを可とするが如く思はれる。

最も合理的の解決方法としては保險金の幾割かに相當する金額をば政府が、直接又は銀行を通じて罹災者に貸與するにあるかも知れない。勿論利子は徵收す可きであつて、其率も必ずしも低率なるを要しない。權利義務又は正義の問題もあるが、焦眉の問題は罹災者に事業復活の資金を供給するに在る。罹災地に於ける事業が一日にても速かに復舊さるゝれば、夫れ丈け速かに關東の經濟力が復活され、延いては一般國民經濟の蒙つた創痍が早く癒えるのである。

然らば保險會社は此回の震災に際して全く責任を免れ、何等の損失を負擔する必要がないのであるかと云ふに、法律上の義務はなきにせよ、徳義上又將來に對する商路上少くとも既收の本年度分保險料は罹災被保險者に拂戻す可きであると思はれる。此範圍の負擔は保險會社の基礎を危ふするものでないのみならず、左程の苦痛すら與へるものとは考へられない。

終りに臨んで吾人は火保問題の解決が四ヶ月も遅延して夫れ丈け關東の復活が延引せしめられたることを深く遺憾とせざるを得ない。震災善後策を講ずるに當りて政府の陥ありたる失策は尠くないが、火災保険金問題に對する政府の處置は其の最も大なるものであると思はれる。(十二月十三日)